「性の多様性」市職員研修 資料(2023年8月)

「Ally」の人権文化の創造

「その人らしく生きる」ことの保障・支援



共感と公正 な判断

みんなちがう の当たり前

釈迦

アダム=スミス

ダイバーシティインクルージョン

No. 2

ユルゲン= ハーバーマス

人間尊重の精神

イマヌエル=

対話による創造

正しさの理解

「人権」の内容をキーワードとして表現してみました

いのち

自由

しあわせ

「人権の共存」

No.3

わたしもあなたも、そしてみんなも

本日のお話の内容です

- I 「LGBT理解増進法」に伺える 「性の多様性」
- 2 「その人らしく生きる」ことへのお手伝いを!

「生きがい」のもてる職場、「行きがい」を感じる職場づくり





5 ジェンダー平等を 実現しよう



| | |完全平等

〇二 完全不平等

ジェンダーギャップ指数 (2021) 上位国及び主な国の順位						
順位	国 名	値	前年値	前年からの 順位変動		
1	アイスランド	0.892	0.877	-		
2	フィンランド	0.861	0.832	1		
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1		
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2		
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1		
11	ドイツ	0.796	0.787	-1		
16	フランス	0.784	0.781	-1		
23	英 国	0.775	0.767	-2		
24	カナダ	0.772	0.772	-5		
30	米 国	0.763	0.724	23		
63	イタリア	0.721	0.707	13		
79	タ イ	0.710	0.708	-4		
81	ロシア	0.708	0.706	-		
87	ベトナム	0.701	0.700	-		
101	インドネシア	0.688	0.700	-16		
102	韓国	0.687	0.672	6		
107	中 国	0.682	0.676	-1		
119	アンゴラ	0.657	0.660	-1		
120	日 本	0.656	0.652	1		
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10		

順位	国 名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.908	0.892	-
2	フィンランド	0.860	0.861	_
3	ノルウェー	0.845	0.849	_
4	ニュージーランド	0.841	0.840	-
5	スウェーデン	0.822	0.823	_
10	ドイツ	0.801	0.796	1 1
15	フランス	0.791	0.784	1 1
22	英国	0.780	0.775	1 1
25	カナダ	0.772	0.772	₽ 1
27	米国	0.769	0.763	1 3
63	イタリア	0.720	0.721	_
79	91	0.709	0.710	_
83	ベトナム	0.705	0.701	1 4
92	インドネシア	0.697	0.688	1 9
99	韓国	0.689	0.687	1 3
102	中国	0.682	0.682	1 5
115	プルキナファソ	0.659	0.651	1 9
116	日本	0.650	0.656	1 4
117	モルディブ	0.648	0.642	1 11

No. 5

5 ジェンダー平等を 実現しよう



| | |完全平等

0= 完全不平等

120

121

Н

シエラレオネ



0.656

0.655

0.652

0.668

-10

116

117

日本

モルディブ

0.650

0.648

0.656

0.642

114

11

 $N_{0.5}-2$

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国 民の理解の増進に関する法律

【LGBT理解增進法】



【LGBT理解增進法】(目的) 第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデン ティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分で ない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティ ティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の 推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団 体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定そ の他の必要な事項を定めることにより、性的指向及び ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を 涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデン ティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目 的とする。 No. 7

- ●法律の目的は、
 - ①性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養すること(I条)
 - ②性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること(1条)
 - ※(キーワード)「多様性受容の精神の涵養」
 - →「寛容な社会の実現」

多様な性を考えるに 当たり…4側面から

- ①「からだの性」
- ②「こころの性」
- ③「恋愛対象」
- ④「表現する性」

Lesbian

レズビアン

No. 9

Gay

ゲイ

Bisexual

バイセクシュアル

Transgender

トランスジェンダー

Questioning

クエスチョニング



「SOGI」とは?「LGBT」と何が違うの?

「SOGI」は・・・ \/ 人間ならだれも がもっている

属性

=特徴や性質

「LGBT」は・・・ レズ、ゲイ バイセクシュアル トランスジェンダー 人物一人そのもの

【LGBT理解増進法の主な内容】第3条 基本理念 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に 関する国民の理解の増進に関する施策は全ての国民 が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにか かわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのな い個人として尊重されるものであるとの理念にのっと り、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由と する不当な差別はあってはならないものであるとの認 識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現に資することを旨として行われな ければならない

●全ての国民は、性的指向またはジェンダー アイデンティティにかかわらず、等しく基本 的人権を享有するかけがえのない個 人として尊重される。

性的指向およびジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない(3条、基本理念)

- ●国と地方公共団体は理解増進施策の 策定・実施に<u>努める</u>(4、5条)
- ●事業主は労働者への普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保などをおこない、理解増進に努める

●学校設置者は家庭および地域住民その他の関 係者の協力を得つつ、児童・生徒らの教育 または啓発、教育環境の整備、相談の 機会の確保などをおこない、理解増進に 努める(6条)

- ●政府は毎年1回、理解増進施策の実施状況を公表する。基本計画を定め、おおおね3年ごとに検討を加える(7、8条)
- ●全ての国民が安心して生活できるよう留意する。政府は必要な指針を策定する(12条) No.15

誰もが、自分の性的指向や性自認を



- ①尊重される社会
- 2自分らしく生きることのできる社会

みんなでつくっていきましょう。 ポイントは「Ally」です。

「Ally」のことを是非理解し、 できることから気軽に行ってい きましょう…

日常、だれでもできることです。 「会話の中の言葉に、しぐさに」 「Ally」を感じます。

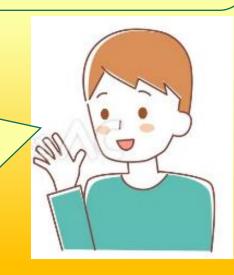


誰もが、自分の性的指向や性自認を尊重される、 ぬくもりのある社会をつくるために、「アライ(Ally)」 についてお知らせします。



「アライ(Ally)」は、「味方」を意味し、「LGBTQ」と言われる方たちを理解し、支援する人を表します。

なるほど、「アライ(Ally)」は、「LGBTQ」と 言われる方たちの不安や迷いに心から寄り 添える、よりよき理解者、支援者ですね。



1「異性愛」を前提とした言葉に配慮します

「異性愛」は当たり前、普通・・・意識からの言葉

【例1一①】女性の方に「彼氏はいるの?」

【例1-2】男性の方に「彼女はいるの?」

こう表現しましょう

「恋人はいるの?」



2「カミングアウト」をできる環境に配慮

「性の多様性」は当たり前、普通・・・意識からの言葉

【例2】様々な発言について報道

№.20 「この人なら打ち明けられる」という安心感

LGBTQの方たちの立場でのコメント



「見るのも嫌だ。隣に住んでいると思っても嫌だ。」

「同性婚を認めるとなれば、日本を捨てる人も出てくる。こんな国にはいられないって。」

どのようにコメントされますか

「生物学上『種の保存』に背くもの。」 「道徳的に認められない。」 №

No.22

~「LGBT 理解増進法案」審議の際の 国会議員の発言

「不条理なこと。」「ばかげたこと。」 ~トランスジェンダーの方から 女性用トイレを使わせてほしいという 要望に対する国会議員の発言



「LGBTばかりになると区が滅ぶ。」 区議会議員の発言

No.23

「LGBTへの差別など市内に存在しな

''

「小学校や中学校でレズビアンや ゲイなど教える必要はない。」 市議会議員の発言



多様性の容認
みんなちがって
みんないい。

みんなちがって
「当たり前」

伝統的な家族観や宗教上の観点から同性婚に対して否定的な考えが根強く残っている。 差別心のおおもと

No.25

社会にはさまざまな「違い」が存在する。 「違い」を理由に偏見に基づいた心理的、経済的、社会的不平等や不利益を 強いることが行われる。 「差別」はたとえその認識が無くても、常に受ける側から捉えることが原則。LGBT等による「違い」は実態が見えにくく、無意識のうちに「差別」が生じる可能性がある。 差別心のおおもと

差別心克服のポイント

No.26

LGBTという性的マイノリティに対する鋭い人権 感覚と人権意識を醸成することは、誰もが暮らし やすい社会を創ることにつながる。

多様性の受容には… 「パラダイム・シフト(当たり 前のことを劇的に変える)」 ことが不可欠です。

そのためには… 常識(当たり前のこと)を 疑うことが第一歩です。

3 「自分らしさ」いっぱいの職場 となりますようにという願いから 取組のポイントは

「自分らしさ」を大切にする



・・・ということ

- 職場等での取組のポイント **①**職員の皆様をよくみてあげて ください
- 言葉、話し方、何気ない仕草

職員の皆様の言動のすべてを見取ります(感性)

No.30

職場等での取組のポイント 2ほんの少しの気づきもすぐに ご本人に報告 LGBTQの方々に対する「そ の人らしさ」の理解、受容

本人の納得 No.3 I

Allyの発現

本人の

- 職場等での取組のポイント納得
- 89後は…職場等としての対応
 - ~所属長等管理職のリーダーシップのもと 「個別の対応の徹底」
 - →「話のできる信頼のおける方と」

No.32 支持的風土・風通しの良い職場

職場等での取組のポイント本人の の「個別の対応」の内容 納得

0同僚、家族の方の理解はどう

か

No.33

〇更衣場所、トイレ等への対応を どうするか

当事者の尊重を徹底して行う職場

本人の 納得

職場等での取組のポイント

- 6「Ally」の人権文化の創造
 - Oまずは、「感性による理解」の徹底と共有を…。
 - 〇並行して「理性による理解」の徹底と共有を!
 - 〇「性的マイノリティ」の方々は社会的弱者か?

本人との対話、職場内の対話

みんなの人権、人権共存の職場

No.34

職場等に「Ally」の人権文化の創造のために

理性及び感性の両面からの理解

職員の皆様 への啓発

LGBTQの方々が「自分らしく」生きることができ ないこと、このことに対する深い悲しみや怒りを思 うと、絶対に許すことはできない、強い憤りを覚え ↓ る問題だという理解

No.35

差別発言・行為等を受けたLGBTQの方々は、今な お、すべての自由と生命の安全、しあわせを脅かさ れ続けている、重大な人権侵害問題だという理解

「性の多様性について本当 に理解し、「Ally」の文化 を職場等で是非おつくり ください。

「MOTTAINAIキャンペーン」提唱者

No.37

ワンガリ・マータイ(ケニア出身の環境保護活動家)

【環境3R】 +Respect



MOTTAINAI

Allyの 人権文化創造 の根本です

Reduce+Reuse II
+Recycle+Respect

「Ally」の人権文化の創造

まとめ

①「性の多様性」の理解 (感性と理性による理解)

No.38

- ②「その人らしさ」の尊重(多様性の受容)
- ③「対話」の自然な実行(日常化)

「納得」し「合意」したものを共有

「『誇れる』人権尊重で笑顔に」

ー 人にやさしい、人がやさしいまち 松山 ー

鋭い人権感覚と豊かな人権意識に基づく

LGBTQの方々とのかかわりにより しあわせいっぱいの笑顔が

市民の皆様から生まれますことが 何よりの楽しみです

本日はご高覧いただき、 誠にありがとうございました

